

令和2年4月から

町税などがスマートフォンで納められるようになります！

令和2年度からスマートフォン決済アプリを利用して、納付書に印字されているコンビニ収納用バーコードを読み取ることで、町税などを24時間いつでもどこでも納付することができます。

1. 対象となる町税等
 - ・町道民税（普通徴収）、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税
 - ・介護保険料、後期高齢者医療保険料、公営住宅使用料
 - ・上下水道料金
2. 利用できるスマホ決済アプリ
 - ・Pay Pay（Pay Pay 請求書払い）
 - ・LINE Pay（LINE Pay 請求書支払い）
3. 利用できない納付書
 - ・納付書にコンビニ納付用のバーコード情報が印字されていない納付書
 - ・納付金額が訂正された納付書
 - ・破損や汚損などでバーコード情報が読み取れない納付書
 - ・納付額が30万円を超えている納付書
4. 注意事項
 - ・領収書は発行されません。アプリの取引履歴等によりご確認ください。
 - ・町税等の領収書を必要な場合及び軽自動車税の車検用納税証明書（継続検査用等）を納付後すぐ必要な方は、スマホ決済以外の納付方法をご利用ください。
 - ・納付後の取り消し、変更はできません。